

(様式 1 - 3)

野田村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	被災地域農業復興総合支援事業	事業番号	C-4-1
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)	村 (間接)	
総交付対象事業費		152,543 (千円)	全体事業費		430,646 (千円)
事業概要					
<p>24 年度には、東日本大震災からの早期の農業経営再開及び地域の農業復興に資するため、共同利用のための農業機械及びビニールハウスを整備したところである。(農業機械：マスタープラン作成済みの 5 地区に貸与)</p> <p>25 年度には、24 年度に購入した農業機械の格納庫の整備及び新品目 (カモミール) 等の出荷調整に必要な乾燥調製施設 (ビニールハウス及び調整機械) の整備を行うものである。</p> <p>26 年度以降には、地域全体の農業復興の施設として、ミニライスセンターを整備する予定である。</p> <p>なお、当該事業は野田村東日本大震災津波復興計画 P12 に以下のとおり記載されている。「村の土地利用計画や海岸保全施設等の整備と一体的な農用地利用計画を作成し、それらを踏まえた農業用施設・機械の整備を推進します。」「復興に向けた整備と併せ、農用地の利用集積や園芸品目の導入、農業用機械等の共同化に向けた合意形成を進めるとともに、担い手の確保に努めます。」</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 共同利用機械・施設の購入・貸与 (トラクター、コンバイン、田植機、ビニールハウス等)</p> <p><平成 25 年度> 機械格納庫 (測量設計、工事)、乾燥調整施設整備</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>被災した農地については、平成 24 年に作付が可能になるものの、農業用機械等の流失に伴い、農業ができない状況がある。地域の農業者リーダーの育成を図りながら、集約化を図り、大規模化を推進することにより、農業の復興を図る。</p> <p>流失したビニールハウス等を整備し、ほうれん草農家などの営農再開を支援する。</p> <p>新品目 (カモミール) を導入することにより、被災した農業者の所得向上を図るとともに、耕作放棄地を活用することで、農山村の活性化を図る。</p> <p>農地の集約化・大規模化、多角経営等の施策により、農業者が真に必要な場合という前提のもとにライスセンターの整備を実施する。</p>					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
農地・農業用施設災害復旧事業					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

野田村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	17	事業名	漁港施設機能強化事業	事業番号	C-6-2
交付団体	県	事業実施主体 (直接/間接)	村 (間接)		
総交付対象事業費	50,000 (千円)	全体事業費	610,000 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の大津波で被災した玉川漁港の機能強化整備 漁港区域内道路の改良 L=60.0m なお、当該事業は野田村東日本大震災津波復興計画 P12 に以下のとおり記載されている。 「水産業の再生に向けた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早期復旧・整備を推進します。」</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 突堤工一式、船揚場工一式、取付工一式 北防波堤 (改良) 構造設計業務 L=135.0m <平成 25 年度> 漁港区域内の道路の改良 L=60.0m</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>被災地の漁港において津波に対する機能強化を図る。 平成 25 年度実施する臨港道路改良については、東日本大震災津波により被災し舗装版、路肩等の流出があった。 当該道路の復旧と改良を一体的に行い、漁業関係者等の意見を取り入れた利便性の高い線形及び車両の円滑な出入りを実現し、復興途上である当該漁港の水産業の加速度的な振興を推進するものである。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

野田村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	災害復興公営住宅等整備事業 野田地区	事業番号	D-4-1
交付団体	岩手県		事業実施主体 (直接/間接)	岩手県 (直接)	
総交付対象事業費	855,834 (千円)		全体事業費	855,834 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた野田村沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、平成 23 年 10 月 5 日に策定した「岩手県住宅復興の基本方針」に基づき、災害復興公営住宅等の整備を行い、被災者の生活再建を支援するものである。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害復興公営住宅等整備事業 <p>東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給</p> <p>○今回の変更申請について</p> <p>当初想定した事業計画に対し、以下の理由により事業費が増額 (+149,618 千円) となった。</p> <ul style="list-style-type: none">・門前小路第 2 団地の建設地は、従前が農地であり、盛土や擁壁工事が追加が必要となったため。・事業費算出根拠とした事例は、公営住宅の建替え事例であり、市街地、中高層 RC 造、上下水道等は既に敷設済であった。当初は木造長屋での新築を想定しておらず、低層戸建てに必要な工事費よりも低めに見積もってしまったため。					
当面の事業概要					
<p><平成 23 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・用地取得 <p><平成 24 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・災害復興公営住宅の整備					
東日本大震災の被害との関係					
<ul style="list-style-type: none">・東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給する。 <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

野田村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-2
交付団体	村	事業実施主体 (直接/間接)	村 (直接)		
総交付対象事業費	260,410 (千円)	全体事業費	260,410 (千円)		

事業概要

個人住宅の再建、復興関連事業等の震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査 (分布調査、試掘調査、発掘調査) を迅速に実施する。

なお、当該事業は野田村東日本大震災津波復興計画 P 9 及び P 10 に以下のとおり記載されている。

「利便性の高い交通インフラの整備と併せ、高台移転や公営住宅等を先行的かつ計画的に整備し、将来的に市街地全体の移動を誘導します。」「生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術活動及び伝統文化等の保存と継承を支援します。」

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ① 個人住宅の再建エリア (分布調査、試掘調査、発掘調査)
- ② 防災集団移転促進事業等の復興関連事業のエリア (試掘調査)

<平成 25 年度>

個人住宅の再建エリア (分布調査、試掘調査、発掘調査)

被災地復興に向けての民間事業者が行うバイオマス発電事業予定地に係る埋蔵文化財発掘調査 (分布調査、試掘調査、発掘調査)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の大津波により、住宅を失った被災者の住宅の再建や居住の安定を図るための整備、むらづくりなどのインフラ整備に先だって発生するものである。

また、民間事業者が行うバイオマス発電事業予定地に係る埋蔵文化財発掘調査については、震災からの新たな産業・雇用の創出、地域の資源を活用した新しいむらづくり、被災地域の復興・発展を一体的に推進するものである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

なし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

野田村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	48	事業名	防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-5
交付団体	村	事業実施主体 (直接/間接)	村 (直接)		
総交付対象事業費	732,330 (千円)	全体事業費		732,330 (千円)	
事業概要					
<p>野田湾及び平野部が広いこと、防潮堤では防衛できないとの観点から、津波エネルギーを吸収、到達時間を遅らせるため都市公園事業で津波防災緑地及び高盛土を地区陸側に整備することが安全確保上、必要となることから城内・泉沢・米田・南浜地区の一部を災害危険区域に指定し、高台団地を造成の上、集団移転を図る。</p> <p>なお、当該事業は野田村東日本大震災津波復興計画 P 6 及び P 9 に以下のとおり記載されている。</p> <p>「津波エネルギーを吸収するポケット状の公園とし、住まいの方々は高台等に移転します。」「(緩衝地帯がとれないため、高台移転を推進します。)」「利便性の高い交通インフラの整備と併せ、高台移転や公営住宅等を先行的かつ計画的に整備し、将来的に市街地全体の移動を誘導します。」</p> <p>城内・米田・南浜地区の防災集団移転促進事業に伴う、宅地及び農地の買取り。 宅地 : 72,704.34 m² → 550,561 千円 農地 : 41,508 m² → 67,769 千円</p> <p>※No.11 と 13 「D-23-1 と D-23-3」の防災集団移転促進事業を統合する。</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 埋蔵文化財発掘調査、測量、事業計画 (基本設計等)、移転・工事 (実施設計等)、用地買収等					
＜平成 25 年度＞ 用地買収					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の大津波により、大きな被害を受けた城内・米田・南浜地区の一部を山間集落である高台団地に移転させ、津波被害を防止する。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

野田村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	54	事業名	被災地域農業復興効果促進事業	事業番号	◆C-4-1-1
交付団体	村	事業実施主体 (直接/間接)	村 (直接)		
総交付対象事業費	1,650 (千円)	全体事業費		1,650 (千円)	
事業概要					
<p>被災地域農業復興総合支援事業で実施する被災した農地等を活用した新品目 (カモミール) 等の導入のための、農業用機械の整備を実施する。</p> <p>なお、当該事業は野田村東日本大震災津波復興計画 P12 に以下のとおり記載されている。 「村の土地利用計画や海岸保全施設等の整備と一体的な農用地利用計画を作成し、それらを踏まえた農業用施設・機械の整備を推進します。」「復興に向けた整備と併せ、農用地の利用集積や園芸品目の導入、農業用機械等の共同化に向けた合意形成を進めるとともに、担い手の確保に努めます。」</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
<平成 25 年度> チッパーシュレッダー整備					
東日本大震災の被害との関係					
<p>被災した農地については、平成 24 年に作付が可能になるものの、農業用機械等の流失に伴い、農業ができない状況がある。地域の農業者リーダーの育成を図りながら、集約化を図り、大規模化を推進することにより、農業の復興を図る。</p> <p>流失したビニールハウス等を整備し、ほうれん草農家などの営農再開を支援する。</p> <p>新品目 (カモミール) を導入することにより、被災した農業者の所得向上を図るとともに、耕作放棄地を活用することで、農山村の活性化を図る。</p> <p>農地の集約化・大規模化、多角経営等の施策により、農業者が真に必要とする場合という前提のもとにライスセンターの整備を実施する。</p>					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
農地・農業用施設災害復旧事業					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	C-4-1				
事業名	被災地域農業復興総合支援事業				
交付団体	県				
基幹事業との関連性					
被災地農業復興総合支援事業の整備と併せた、基幹事業補助対象外 (500 千円以下) の農業用機械の整備が必要である。					

(様式 1-3)

野田村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	都市公園（津波防災緑地）施設整備事業	事業番号	D-22-4
交付団体		村	事業実施主体（直接/間接）	村（直接）	
総交付対象事業費		993,072（千円）	全体事業費		1,168,614（千円）

事業概要

東日本大震災を教訓に、かけがえのない村民の生命と貴重な財産を守るための「防災・減災まちづくり」の一環として、災害危険区域の一部(防集跡地等)約 19.3ha を都市公園（津波防災緑地）として整備し、L2クラスの津波に備えた緩衝機能（津波減衰で浸水被害範囲の軽減と避難時間確保、漂流物捕捉、がれき等衝突の被害低減）を確保するとともに、近隣の樹林地や海岸など豊富な自然と景観に優れた環境のなかで、歴史と文化さらには四季の香りに親しみながら、健全で文化的な日常生活を営む場としての機能を提供するものである。
なお、当該事業は野田村東日本大震災津波復興計画P5及びP6に以下のとおり記載されている。

【防災まちづくりの考え方】：「堤防を越える津波に対しては、住家までの津波の到達時間を稼ぎ、がれきなどの流出物をとめる緩衝地帯と盛土の整備を目指し、緩衝地帯がとれない地区においては高台移転を推進します。」

【地区別の復興パターン（城内・泉沢地区）】：「津波エネルギーを吸収するポケット状の公園とし、住まいの方々は高台等に移転します。」「建築制限エリアの境界線及びがれきなどの流失物の防災施設として盛土や防潮林を整備します。」

また、地域防災計画は現在見直しを進めており、本公園を位置づける予定である。

（公園種別）津波防災緑地及び今後のまちづくり進展の一助となる公園として整備することから、「総合公園」とする。

（機能補償）公園の盛土造成により、公園内の田畑については耕作が出来なくなる。公園を横断する道路（村道）及び河川は公園区域から基本的に除外（盛土の河川横断部は一部占用）しているが、農耕用道路及び農業用排水路については、田畑としての土地利用がなくなることから、存置せず公園施設（多目的広場等）として有効活用する。そのため、公園区域に接続する農耕用道路及び農業用排水路（主に野田村公衆用道路、法定外水路、法定外道路）を付け替える。なお、狭小残地の有効活用も含めて改修内容は検討中である。

※No.8～10「D-22-1～3」の都市公園事業を統合する。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

測量設計、公園工事（土工、築堤工）

<平成 25～27 年度>

公園工事（土工、築堤工、公園工、付帯工）、機能補償工事（道路・水路）

東日本大震災の被害との関係

津波により浸水、地盤沈下した地区を災害危険区域に指定。災害危険区域の一部を都市公園（津波防災緑地・約 19.3ha）として整備。公園予定区域内の住居等建物約 200 戸は、ほぼ全てが全壊（流失等）である。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

なし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

野田村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	56	事業名	都市公園（津波防災緑地）用地取得事業	事業番号	D-22-5
交付団体	村		事業実施主体（直接/間接）	村（直接）	
総交付対象事業費	94,825（千円）		全体事業費	94,825（千円）	
事業概要					
<p>東日本大震災を教訓に、かけがえのない村民の生命と貴重な財産を守るための「防災・減災まちづくり」の一環として、災害危険区域の一部（防集跡地等）約 19.3ha を都市公園（津波防災緑地）として整備し、L2クラスの津波に備えた緩衝機能（津波減衰で浸水被害範囲の軽減と避難時間確保、漂流物捕捉、がれき等衝突の被害低減）を確保するとともに、近隣の樹林地や海岸など豊富な自然と景観に優れた環境のなかで、歴史と文化さらには四季の香りに親しみながら、健全で文化的な日常生活を営む場としての機能を提供するものである。</p> <p>なお、当該事業は野田村東日本大震災津波復興計画 P5 及び P6 に以下のとおり記載されている。</p> <p>【防災まちづくりの考え方】：「堤防を越える津波に対しては、住家までの津波の到達時間を稼ぎ、がれきなどの流出物をとめる緩衝地帯と盛土の整備を目指し、緩衝地帯がとれない地区においては高台移転を推進します。」</p> <p>【地区別の復興パターン（城内・泉沢地区）】：「津波エネルギーを吸収するポケット状の公園とし、住まいの方々は高台等に移転します。」「建築制限エリアの境界線及びがれきなどの流失物の防災施設として盛土や防潮林を整備します。」</p> <p>また、地域防災計画は現在見直しを進めており、本公園を位置づける予定である。</p> <p>（公園種別）津波防災緑地及び今後のまちづくり進展の一助となる公園として整備することから、「総合公園」とする。</p> <p>（機能補償）公園の盛土造成により、公園内の田畑については耕作が出来なくなる。公園を横断する道路（村道）及び河川は公園区域から基本的に除外（盛土の河川横断部は一部占用）しているが、農耕用道路及び農業用排水路については、田畑としての土地利用がなくなることから、存置せず公園施設（多目的広場等）として有効活用する。そのため、公園区域に接続する農耕用道路及び農業用排水路（主に野田村公衆用道路、法定外水路、法定外道路）を付け替える。なお、狭小残地の有効活用も含めて改修内容は検討中である。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
<平成 25 年度>					
用地買収面積は約 7.0ha（公園用地 6.5ha 及び機能補償分 0.5ha）					
東日本大震災の被害との関係					
<p>津波により浸水、地盤沈下した地区を災害危険区域に指定。災害危険区域の一部を都市公園（津波防災緑地・約 19.3ha）として整備。公園予定区域内の住居等建物約 200 戸は、ほぼ全てが全壊（流失等）である。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					